

# 入会林野近代化法の五十年と研究者の軌跡

矢野達雄

## 目次

はじめに

- 一 入会林野近代化法制定時における対立
- 二 法制定時の学者・研究者の見解
- 三 入会林野近代化法の実施過程
- 四 最近の動向
- 五 入会林野近代化法・政策の理論的対抗軸  
むすびにかえて

## はじめに

入会林野近代化法（正式名称は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律）が一九六六（昭和四二）年に制定された。同法にもとづく入会林野整備事業は翌一九六七年から開始され、それから五〇年が経過した。

本稿は、入会林野近代化事業の経過及びこの事業が入会権の動向にどのような影響を与えたかを述べる。それに加え、

法学者や入会研究者が同法の成立や実施にいかに関わったか、また同法をいかに評価したかについても検討したいと思う。

### 一 入会林野近代化法制定時における対立

#### (一) 入会林野の近代化とは

入会林野の近代化とは、入会権を廃止して所有権等近代的な権利におきかえることである。その目的は、「入会林野の高度利用」農林業上の利用増進（入会林野近代化法第二条）に限定されている。

入会林野近代化法の制定時、いくつか問題があった。最も大きな問題は、「公権論対私権論」の対立であった。

戦前から行政庁（内務省・農商務省）は、「公権論」に立ってきた。「公権論」は、市町村有地上の民法上の入会権の存立を否定し、市制・町村制上の「旧慣使用権」（町村制第九〇条）であると主張する。またいわゆる部落有地は、「財産区」（同第一一四条）であると主張する。これに対し、民法学者・法社会学者らは、「私権論」をもって対峙した。「私権論」は、市町村有地上にも民法上の入会権は存在し、また「財産区」とされている土地も多くは実質共有入会地であると主張した。裁判所も公権論を退け私権論を支持したが、行政庁の態度は変わらなかった。旧慣使用権および財産区の制度は、第二次大戦後地方自治法（前者は第二三八条の六、後者は第二九四条以下）に受け継がれた。

ところが入会林野近代化法制定にあたって林野庁は、「私権論」の立場に転換した。一方、戦前の内務省の系譜を引く自治省は、「公権論」に固執した。両者の協議によって、「入会林野整備」の手続きに加え、「旧慣使用林野整備」の手続きを設けることで妥協が図られた（二本立ての法構造）。これにより、入会林野近代化法の性格はやや曖昧になった。しかし全体として、同法は入会権私権論の立場から立案されたと言える。

## (2) 入会林野近代化の受け皿

入会林野整備においては、近代化後の経営形態が問題とされた。近代化するためには、権利者に個人分割するだけで事足りるが、少数者へ集中したり、外部流出したりする危険性があって好ましくないので、協業化<sup>11</sup>法人化が望ましいとされた。協業化の受け皿として、生産森林組合（以後、「生森」と略すことがある）が推奨された。生産森林組合は、すでに一九五一（昭和二六）年制定の森林法において誕生していた制度である。生森は、協同組合原則に則った一つの経営体であり、「所有・経営・労働の三位一体」を建前とする生産組合である。すなわち入会林野近代化という新たな事業のために設計された制度ではなく、いわば出来合いの制度を利用したのであった。

入会林野整備の結果設立された生森においては、旧入会権利者がその具体的な担い手となることが想定されていた。すなわち旧入会権者が取得した所有権等を出資して生森を設立するとともに、自ら森林労働に従事し、生森を経営する。これは、旧入会慣習時代とさほど矛盾なく運営することが可能と考えられた。従って、新たに生まれた生森の多くは、形式は法人であるが、実質的には旧入会時代と同様の運営をなす組合（これを「入会的生森」と称する）が圧倒的に多かった。

### 二 法制定時の学者・研究者の見解

入会林野近代化法制定前後における学者・研究者の意見を検討しておく。

#### (1) 川島武宜氏

この時期の入会権研究をリードしたのは、やはり川島武宜氏であった。『入会権の解体』（I）Ⅲ巻、岩波書店、一九五

入会林野近代化法の五十年と研究者の軌跡（矢野）

二二二（二二二）

九(六八年)は、川島氏を中心として実施された入会権の調査・研究の成果をまとめたものである。

『入会権の解体』Iが刊行されたのは、一九五九年で、近代化法が成立していない時期である。同書に寄せた川島氏の「序論」を見てみよう。

入会地および入会水面の生産性の高度化、その開発ということ、明治以来一貫した政府の政策目標であったが、この入会権という権利形態の存在が常にその障害となつて作用してきた。…すなわち、明治以来の入会権の歴史は、これら貧窮農民の生存のための戦いの歴史でもあったのである。

…政府の政策に対抗してきた貧窮農民の立場においても、入会権の科学的研究の乏しさが痛感される。…何ゆえに、そのような生産性のひくい前時代の遺制を保存しなければならないのかという点の説明が必ずしも十分に論証されていたと言い得ず、…十分な説得力を欠いていた。

入会権の権利としての実態は、明治以後広汎にかつ深刻に変化している。その変化は一言で言うならば、入会権の解体である。<sup>(1)</sup>(傍点は矢野)

この時点で、川島氏は、明らかに入会権≡封建遺制と見ていた。近代では、資本主義経済が支配的となるから、やがて近代的所有権法の体系が制圧するのは、歴史的必然と見ていた。したがって封建遺制たる入会権も、長いスパンの中でやがて消滅する権利と考えていたのではないか。他方、入会権には、貧窮農民の生存保障という機能を果たしている側面も存在することを認識していた。<sup>(2)</sup>歴史の趨勢を重視するか、それとも入会権を残すべきか、迷っているような叙述が印象的

である。この時期の川島氏は、当面は入会権の実態調査と理論化の課題に専念することになる。その結果発見したのが、「入会権の解体」というテーゼであった。

入会権に対するこのような川島氏の態度は、入会林野近代化法の制定を喜んで、若干の修正を余儀なくされたように思われる。『入会権の解体』Ⅲ（一九六八年）は、近代化法の成立直後の刊行である。同書の「はしがき」を見てみよう。

この法律は、入会権者総員の同意をもって入会権を整理し近代的権利関係に転化することを規定するものであって、行政権力が入会権の私有財産的性質を確認するという意義をもつ点で、画期的のものと称せらるべきである。私は、この法律によって、明治以後一世紀にわたって存在した政治権力と入会権との関係は、少なくとも制定法上の制度の次元では、一つの新しい段階に到達したものと考える。<sup>(3)</sup>（傍点は矢野）

すなわち入会権に対する「長期的には消滅すべき封建遺制」という立場が後景に退き、「入会権の私的財産権としての意義を強調し、その維持・存続をはかる」という立場を前面へ出すことになった。私は、この変更をもたらした要因として、川島氏二つの「苛立ち」が指摘できるのではないかと思う。その一は、頑強に公権論に固執する官僚（自治省）の態度である。これとは反対に、私権論に転じた林野庁とその立場から立案された近代化法は高く評価されることになった。その二は、裁判所が判決の中で展開した法解釈である。入会権の存否が問題となった裁判において、「入会権の解体」が顕著な現象であるとのべ、これによって「入会権は解体・消滅」と結論づけた判決例があった。川島氏は、法社会学的認識として「入会権の解体」というテーゼを発見した積もりであったが、裁判所はこれを「入会権の解体・消滅」とい

う解釈の立論に援用したのである。これに対し川島氏は、「入会権の解体」は、「解体・消滅」ではないことを繰り返し表明することになる。<sup>(4)</sup>

(2) 黒木三郎氏

入会権に対する川島氏の態度は、以上のようにアンヴィヴァレントなものであったといえよう。川島氏の主宰する「入会権の解体」調査・研究に従事し、川島氏の薫陶を受けた学者・研究者たちを「川島シユール」とよぼう。彼らも、濃淡はさまざまであるが、川島氏のアンヴィヴァレントな態度を受け継いだとみられる。

中でも黒木三郎氏は、林野庁から委嘱を受けて、法案作成や法成立後の実施過程に深くかかわることになった。この時期黒木氏は、入会林野近代化法を解説する多くの文章を書いている。そのほとんどは、近代化<sup>11</sup>林野の高度利用の効用を述べ、近代化を推奨するものであった。その一例を示そう。

入会林野における権利者の確定、とくに入会林野地盤を入会権者に帰属させることが、入会林野の造林地化その他高度利用を促進させるために必要である。したがって、そのためには入会権という地域的にも歴史的にも漠然とした範囲の集団の構成員が、集団として有する権利を個人的に明確な近代的権利形態に確定させ、個人としての権利を登記して融資を容易に得られるようにすることは、造林意欲を助長することになり、きわめて望ましいことと思われる。<sup>(5)</sup>

しかし黒木氏は時として、林業政策として近代化を推し進めることが正しいかという疑問に直面する場面もあったよう

である。率直につきのような告白を表明している。

確かに入会権の変化形態は、個別的な、いわゆる近代的個人的な権利にだんだん変化して来た。いわば解体してきたということは事実でございます。この近代化法によってなお一層解体が進行することも事実でございますが、しかし、それによって農林省の林業政策といたしまして、この近代化法の歴史的評価をどのようにすべきかという点については、実は、私自身現在の段階では自信がないわけでございます。と申しますのは、近代化法の適用の効果というところに関連するわけでございます……<sup>(6)</sup>

また、黒木氏が活躍した事業として、入会林野コンサルタントがある。入会林野コンサルタントの制度は、法制定時の国会付帯決議の一項でもあった。入会林野整備事業を実施する各道府県において、法律・経営・登記の各分野の専門家を揃え、入会権利者などの質問に答え、事業の実施に関する不安を取り除くための制度である。法律分野には、黒木氏だけでなく、黒木氏の親しい法学者である中尾英俊・熊谷開作・武井正臣氏らが就任した。<sup>(7)</sup> また西日本を皮切りに、中日本・東日本入会林野研究会が設立され、整備事業を背後から支える役割を担った。<sup>(8)</sup>

### (3) 戒能通孝氏

この時期注目されたのは、戦前に『入会の研究』などの著書を著し、入会に一家言を有しているとみられた戒能通孝氏の動向であった。入会林野近代化法の制定にあたって戒能通孝氏のとった対応をどのように評価するかは難しい。黒木三

郎氏は、当時の興味深いエピソードを紹介している。

一六年前の昭和四一年、入会林野近代化法が成立した。これより前、私は突然に戒能通孝先生から一通の封書をいただいた。君たちは入会権を消滅する法案に賛成してあちこち歩いているそうだが、亡国の徒に加担するとはとんでもない。政府のお先棒をかつぐようなことはすぐやめよ、というかなりきつい口調のお叱りであった。昭和四一年の初め頃であったと思う。私は早速返事を認め、貴重な御警告に謝意を述べると共に、先生は法案をご覧になっておられるのかどうか、……もし御存知でなければお送りしたいと進言した。……私は私自身のコメントをつけて国会上程準備中の最新法案をお送りした。……先生はこの法案を詳細に検討された結果、どのように具体的な見解を発表されるか、私にとつてはとくに関心がつよかった。

同年四月二〇日衆議院農林水産委員会に参考人として出席された戒能先生の発言はこうであった。……〔戒能氏の参考人意見を要約―矢野注〕……幾つかの前提と条件を置いた上で、結局のところ先生は近代化法案には賛成された。<sup>(9)</sup>

黒木氏によると戒能氏は、条件付き賛成論に立場を変えたと述べる。たしかに国会での参考人意見を読み返すと、そのように受け取られる節もないではない。

入会権の基本的な形態は天然産物の採取であるが、都市近郊では入会地が宅地化され、入会団体の所有地として賃貸しているところがあるが、それはもう入会権とは縁もゆかりもなくなっている。基本的な形態としての農林業や牧

畜業を守り、雑草地を採草地にかえて大規模な集団酪農をやるということなどを考えないと日本の農業全体が凋落する可能性がある。…本法案が単に土地所有権を近代化するだけなら賛成できないが、炭焼労働者に職場を提供し、牧草地や造林地を大規模にするために、従来入会林野に対してできなかった資金導入ができるというなら賛成したい。<sup>(10)</sup>

しかし当時、『法律時報』誌に巻頭言「法律時評」を連載していた戒能氏は、折りにふれて入会林野近代化法を取り上げて論評している。

入会地利用の高度化を計るため、個別農家に分割してしまったらよいと考える考え方は、川島教授も暗示していることであつて、現在の農家生活が動かないとしたならば、恐らくそうした考え方にも無理からぬものがあるにちがいない。……私は入会地の分割政策が実際に動き始めた場合には、きわめて厄介なことが起こるであろうことをここではいわないことにする。……けれども入会地を整理して、個別農家に分割する方針をとつたなら、入会地の高度利用が促進されることになるのだろうか、私有は意欲を育てる。そこまではよいのだが、意欲を育てるための条件は、いまほとんど消えかけているのである。……私は入会地の非分割論者であり、渡辺・潮見教授は分割論者ではないかと想像する<sup>(11)</sup>（傍点は矢野）。

「入会地の分割」とはすなわち入会林野の近代化を意味する。入会地の分割が動きはじめるときわめてやっかいなことが起こるであろうと述べ、しかもそれが「入会地の高度利用」にはつながらないだろうとも述べている。そして、氏は自

分自身を「非分割論者」であると述べている。やはり、戒能氏の基本的スタンスは、「近代化」とは対蹠的な立場であったと捉えるべきであろう。

『入会の研究』などからうかがえる戒能氏の入会権理解は、地盤所有権としての入会（＝共有の性質を有する入会権）は重視せず、あくまで用益行為（＝入会稼ぎ）を中心に考えるものであった。このような見解は戒能氏の歴史観に根ざしていたと考えられる。すなわち戒能氏は、主体者の能動的行為こそが市民社会を切り開くとの歴史観を懐いており、それゆえ入会においても、用益＝事実行為の継続こそが権利の存続を公示するものであった。したがって入会林野の近代化についても、戒能氏にあつては、地盤所有権の確定はそれほどの関心事ではなく、農民の用益行為の継続が保証されるか否かのほうが大事だったのでないだろうか。

多くの入会研究者の中で戒能氏は、独自の立場を貫き、その見解は異彩をはなっていたといえよう。

### 三 入会林野近代化法の実施過程

#### (一) 入会林野整備の実績

入会林野近代化法が日程にのぼった昭三〇年代後半において、入会林野は全国で約二〇〇万ヘクタール余といわれている<sup>12)</sup>（世界農業センサスからの推定二〇五万町歩余、林野庁推計二〇三万町歩）。しかしこの数字には市町村有地、国有地上の入会権などが入っていない、これらを加えれば入会林野は二五〇万〜三〇〇万町歩に達するとみられる<sup>13)</sup>。

法施行以後今日までの整備実績は、後掲の表および図の通りである。昭和四九（一九七四）年には、五万三千ヘクタールの整備実績をあげ、早くもピークに達した。当初の一〇年ないし一五年余は順調に推移したと言つてよい。

しかしその後は停滞し、回復の徴候を示すことなく今日に至っている。これまでの累積の整備実績は、六六九六件、五七万九千ヘクタールである。林野庁は、約四六万ヘクタールが未整備であるとする。このような整備事業の低迷は、木材輸入自由化による材価低迷、農山村の過疎化・高齢化、そこからくる後継者難などが原因とみられる。

入会林野整備の停滞を受けて、幾度か政策の変更が試みられてきた。一九八七年には四全総の閣議決定、リゾート法の制定・施行を受けて、森林の多面的機能への注目すなわちリゾート資源としての森林の活用が企図された。当時日本列島にはリゾート・ブームが巻き起こり、さまざまな悲喜劇を生んだ。しかし、入会林野整備の実績を上げるには至らず、これは一時のあだ花とおわった。以上整備実績については、第1表および第2表を参照されたい。なおこの2表は、林野庁作成「平成28年度入会林野コンサルタント中央会議資料」に依拠している。

## (2) 生産森林組合の動向

近代化後の受け皿として誕生した生森も、多くは経営不振に陥った。林野庁によれば、「過去5カ年(平成二〇(二〇〇八)～二四(二〇二二)年)の間に解散した組合数は一五二組合となっている。解散後の移行形態は、認可地縁団体九組合(六五%)と最も多く、市町村への寄付や売却、記名共有、個人への売却がほぼ同数となっている」<sup>(15)</sup>。解散の要因として林野庁は、「組合員の高齢化、不在村化、施業意欲の減退、労働力の確保困難」(前掲「見直し」)を指摘する。そのほか、法人形態をとったことによる法人住民税や事務の負担も要因となっているとみられる。

第1表 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づく整備面積

年度別実績

区分	年度	市町村数	件数	面積 (ha)	1件当たり面積 (ha)
第1期整備計画	42	9	13	3,560	274
	43	109	229	23,631	103
	44	167	304	26,385	87
	45	197	344	35,579	103
	46	211	408	33,832	83
	47	250	443	42,515	96
	48	239	403	42,675	106
	49	263	514	52,663	102
	50	217	336	29,514	88
	51	239	371	30,039	81
第2期整備計画	52	239	299	32,412	108
	53	156	243	21,793	90
	54	150	220	20,619	94
	55	169	244	20,617	84
	56	155	215	15,515	72
	57	197	285	22,200	78
	58	156	214	12,495	58
	59	122	183	13,289	73
	60	116	152	10,902	72
	61	133	169	13,140	78
第3期整備計画	62	99	125	8,142	65
	63	92	109	5,773	53
	元	89	102	7,066	69
	2	68	73	4,044	55
	3	56	63	5,295	84
	4	54	62	3,418	55
	5	54	66	5,211	79
	6	35	41	3,255	79
	7	42	51	2,687	53
8	41	55	4,006	73	
第4期	9	35	39	3,074	79
	10	35	38	2,325	61
	11	28	29	2,737	94
	12	24	25	1,158	46

△論  
説▽

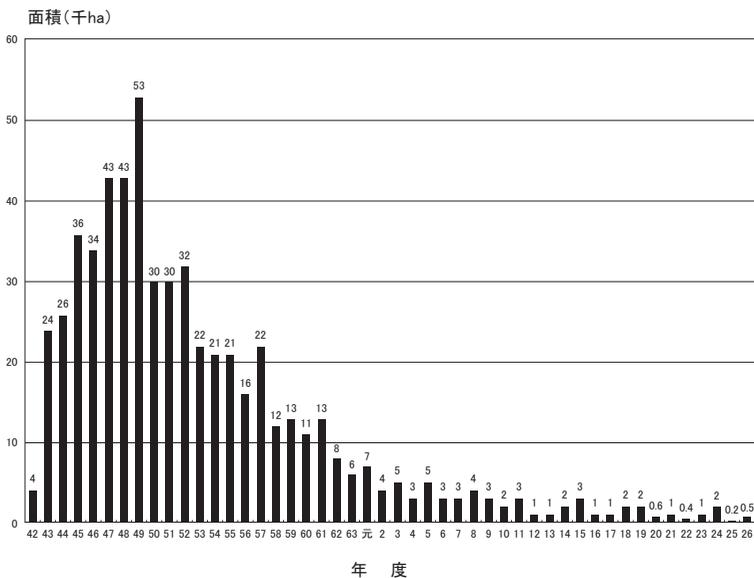
修道法学 四〇卷 一号

二〇三(二〇三)

入会林野近代化法の五十年と研究者の軌跡(矢野)

整備計画	13	23	25	1,103	44
	14	22	26	1,763	68
	15	28	28	2,602	93
	16	20	21	1,229	59
	17	16	20	1,429	71
	18	19	22	2,154	98
第5期整備計画	19	13	17	1,757	103
	20	9	10	572	57
	21	11	15	950	63
	22	7	13	396	30
	23	9	12	1,085	90
第6期整備計画	24	8	12	1,813	151
	25	1	1	212	212
	26	5	7	510	73
	27				
	28				
	計	4,437	6,696	579,141	

二〇二二(二〇二一)



第2表 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づく整備面積の推移

### (3) 認可地縁団体について

生森解散後の受け皿となったとされる「認可地縁団体」とは何であろうか。一九九一(平成三)年の地方自治法改正によって、地縁による団体を市町村長が認証することによって、法人格を付与することができるようになった(第二六〇条の二)。これが認可地縁団体である。これは、自治会・町内会・部落会等の団体が、集会所等の財産を団体名義で登記できるようにするための立法であった。

立法に先立って、自治省と林野庁の間で協議がなされ、また法施行時に自治省から各自治体に向けて通知が発せられた。これによると、この制度は専ら農林業を営む団体や入会集団には適用できないとされた。しかし実際には、入会団体が整備の受け皿として認可地縁団体を選択したり、また生森解散後認可地縁団体を選択するケースが増えていったことは、前述の通りである。

## 四 最近の動向

### (1) 森林・林業基本法の成立

二〇〇一年、森林・林業基本法が成立した。一九六四年成立の林業基本法には存在した「入会」という文言が森林・林業基本法からは消えた。森林・林業政策における入会の比重低下を物語ってしよう。

もともと生産森林組合は、協同組合原則(所有・経営・労働の一致)に縛られかなり厳しい規制のもとに置かれてきた(常時従事義務・員外労働制限・分取造林制限ほか)。近年生産森林組合の経営状況悪化を反映して、森林組合法の改正<sup>11</sup>規制緩和が相継いでいる。

## (2) 生産森林組合制度の二〇一六年改正

二〇一六年三月の法改正は、生産森林組合制度の抜本的改正であった。林野庁は、「委託を受けて森林の施業亦是経営を行うことができることとする」とともに、生産森林組合がその組織を変更し、株式会社、合同会社又は認可地縁団体になる事が出来るよう手続き規定を整備」したものと説明している。すなわち、規制緩和と組織形態の変更をミックスした制度改正であった。

二〇一六年法改正とは、私の見るところでは、これまでの生産森林組合政策すなわち現に存在する生森をひとしなみに維持していこうする従来の政策を転回し、生森を三つの類型に区分・選別するとともに、不採算組合については森林林業政策から外していこうとするものであった。三つの類型とは次のようなものである。

〔Ⅰ型〕Ⅰ型は保有林野面積も広大で、経営意欲にも富む集団である。このような集団は、株式会社・合同会社という経営体へ組織替えることをめざす。目標は、グローバル資本主義の競争秩序の中でも生き抜いていける林野事業経営体である。

〔Ⅱ型〕生産森林組合として存続を希望する集団には、さまざまな規制緩和の枠組みを用意した。協同組合原則とのかわりで、緩和できるところまで緩和したと林野庁は述べる。しかしこの程度の規制緩和で、生き残る生森がどれほど存在するであろうか。

〔Ⅲ型〕林野面積も狭く、担い手も高齢化している弱小な生森については、地縁団体への組織変更を勧奨することになる。地縁団体になれば法人税の重圧や法人の事務負担からも解消される。もともと経営体として収益をあげることにはそれほど関心がないので、利益分配ができなくともこだわらない。しかし地縁団体となると、林野庁や都道府県の政策対象

から外れて、市町村の監督下に置かれることになるのではないか。少なからぬ山林が、林野行政や政策の埒外に放逐されることに問題はないであろうか。

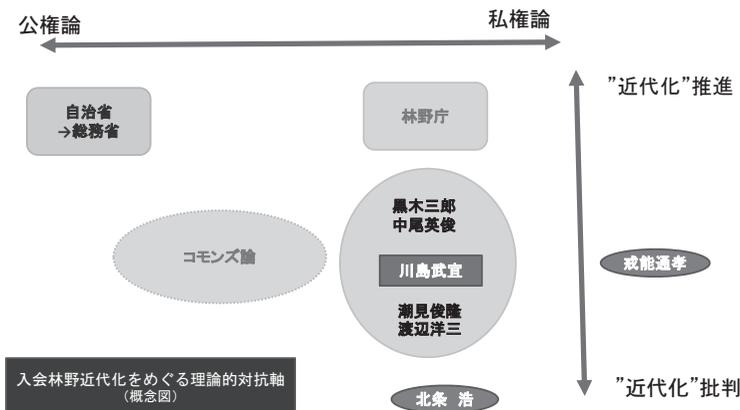
### 五 入会林野近代化法・政策の理論的対抗軸

これまで入会権や入会林野近代化法をめぐるさまざまな意見や論調を紹介してきた。これら諸意見の位置や相互関係を概観するため、「近代化法・政策をめぐる理論的対抗軸(概念図)」を作成してみた。この図は、〈公権論⇄私権論〉を横軸とし、〈近代化推進⇄近代化批判〉を縦軸として適当な箇所に各論者を位置づけたものである。参照していただければ幸いである。

#### (一) 北条浩氏

入会林野近代化政策に対して批判的立場をとる論者のうち、最も注目されるのが、北条浩氏である。北条氏の入会権に対する見解は、かつては川島氏とほぼ同じ立場であったといえよう。しかし晩年の諸著作では、川島氏を「近代化論」と位置づけつつ、入会林野近代化政策を厳しく批判している。

行政による入会権解体の第一段階は、地租改正における山林原野官民有区



別である。……第二段階は、右に指摘したように官有地に編入された入会地にたいして、営林上の目的から入会権を排除ないしは制限する政策がとられる。そうして、これにつづくのは、部落有地の公有林編入であり、公有地における入会権の解消ならびに制限政策である。……内務省の通牒は、……部落有林野の「荒廃」は国益の損失であり、地方公共団体が営林を行なえば地方公共団体の利益になるとともに、中央集権的官僚体制下の地方の財政安定になり国益につながるという、明治絶対主義国家の発想方法にはかならないし、それがイデオロギーなのである。……

昭和41年に制定された『入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律』は、そのタイトルに明確に示されているように、入会林野の権利関係の「近代化」である。……

かつて、行政庁にとつては、明治以来の法によらない行政の強権発動によって部落有林野を府県を含む地方自治体に編入させ、公有財産から入会権を排除した政策が今日、合法的に行なえるのである。農林省ならびに自治省（当時）は、『入会林野近代化法』を明確に部落有林野の統一・公有林野の整理の延長上に位置づける。……

かつては、村落民の生活と営業に密接なかかわりをもった権利者総体の私的権利としての部落有地・入会地は、国家目的のための営林事業と対立した。これを克服するためにつくり出されたのが、実態をとまわらない「粗放」ということばなのである。<sup>(16)</sup>

北条氏は、「入会林野近代化法」は、「戦前の官民有区分と富国強兵策にもとづく部落有林野の統一・公有林野の整理という入会権排除・解体政策と同じ」であると断定し批判している。官民有区分や部落有林野の統一は部落から林野の所有権を奪い、入会権を排除する政策として基調を一にするという把握は納得できる。しかし公権論を基調とする官民有区

分・部落有林野統一も私権論を基盤に据えている点で、入会林野近代化政策も、同じ穴のムジナという理屈は、過激のよ  
うに映る。この点北条氏は、入会林野を「荒廃している」ないし「粗放利用である」と決めつけ、それに対して「造林に  
よる国益の増大、高度利用による農林業上の利用増進」という政策方向はきわめてイデオロギー的で、これらに一貫する  
ものであると捉えているのである。

## （2）コモンズ論

入会をめぐる最近の論潮の中で注目されるのが、コモンズ論の盛行である。コモンズ論が、入会権に再び光を当て、再  
評価のきっかけを作った功績は評価したい。持続可能な環境や生態系を保全しようとする志向において、入会権論とコモ  
ンズ論は多くの共通点がありそうである。

コモンズ論者の中にもさまざまな潮流があるので、一律に論ずるのは妥当でない。ただコモンズ論の中には、入会権の  
歴史をどの程度踏まえての立論であるか気になる論考が存在する。例えば財産区制度を高く評価する傾向がコモンズ論の  
中に見いだされる。

名目的には「公」益を扱い、実質的には「共」益を扱うという、いうなれば「公」「共」の狭間に位置してきた財  
産区は、……平成の大合併に伴い基礎自治体ますます広域化する中で、きめ細かい地域運営そして自然資源管理を  
する上では、これまで以上の存在価値をもちうる可能性を秘めている。<sup>(17)</sup>

しかし、財産区は特別地方公共団体の一であり、明確に「公」的サイドの制度である。のみならず、歴史的には部落<sup>18</sup>住民集団の財産を奪う制度として機能してきた。この点を過小評価するコモンズ論の主張には、違和感を感じざるをえない。

### (3) 「入会権の解体」をめぐる

林政学者の半田良一氏は、「入会権の解体」が歴史的必然と説かれたことから、川島氏の理論が入会林野近代化政策の後ろ盾となったと指摘する。

入会権者である集落構成員の立場から考えると、受動的姿勢のまま自然解体に委ねてむざむざ土地を手放すよりも、予め自覚的に自ら入会権を解消して近代的な所有権に転化させる形で私権を確保することが、入会権者の私益にも社会の公益にも適う。このような実態認識と論理に立脚して、多くの法律学者が入会林野の権利関係の近代化を支持した。いわば川島学説は近代化政策の後ろ盾になったのである。<sup>(19)</sup>

すなわち「入会権の解体」が歴史的必然であるとする、自覚的に入会権を解消し私権を確保するほうが得策であると、入会権者たちが考えるにいたったというのである。

私も、川島理論が近代化政策の理論的根拠となったと考えるが、その論拠は半田氏と異なる。川島氏は、入会権の私権的構成を徹底することによって入会権を近代私法体系の中に位置づけようとした。その努力は同時に、入会権者たちの権

利権保に資するはずであった。そして、一九六〇年代に打ち出された入会林野近代化政策は、入会権の近代的権利への転換を促進せんとするものであるから、入会権の私権的構成の延長上にある。私の理解が正しければ、川島理論からは、入会林野の近代化を否定する論理は出てこない。

この頃川島氏ら調査・研究グループによって打ち出された「入会権の解体」というテーゼは、同政策の評価に微妙な影をなげかけることになった。川島氏は、社会科学の認識と法解釈論の違いを徹底すべきことを主張し、「入会権の解体」論を「解体・消滅」論に援用した裁判所の解釈に反論した。「判例批評」としてはもつともな態度である。しかし、解体しつづつある入会権がやがて消滅に至るかどうかについては、川島氏は意見を表明していない。

『入会権の解体』シリーズについては、第IV巻の刊行が予定されていたが、執筆者間の中で意見が対立し、公刊を見るに至らなかった。北条氏によれば、対立したのは、「入会権を封建的な権利関係として解体・消滅すべきもの」であるか否かという論点であったとされる。<sup>(20)</sup>すなわち、川島シュレにあっても、この点をめぐって意見が纏まらなかったのである。入会林野近代化政策の評価や、コンサルタントに参加するかどうかをめぐって、態度が分かれた背景にはこのような事情が介在していたのであろう。

### むすびにかえて

青嶋敏氏は、二〇一〇年の段階で、「入会林野近代化政策は、その歴史的役割を終えた」と述べている。<sup>(21)</sup>入会林野整備実績の推移を見ると、このような評価も肯けるところである。そして、そのような継続的停滞状況にあつてなされた二〇一六年の法改正は、入会林野近代化政策の終焉を告げるものであった。

今後入会林野はどのように推移するであろうか。あるいはどのような入会政策を展開すべきであろうか。私は、現代の自然環境や社会状況のもとで、入会権の意義はますます重要になってきていると考えている。その意味において、入会権の解体ではなく、保存政策がとられるべきであると思う。いまの状況の下で入会権の保存を説くにあたっては、克服すべき理論的および実践的課題がある。理論的課題としては、私権的構成を深めることに特化してきたこれまでの入会権論を新たな立場から位置づけ直すことが要請される。中尾英俊氏の入会権論は、入会権の解釈にあたつて、民法の実定的規定に過度に依拠したと評価されているが、実は晩年の中尾入会権論は入会権の環境保全機能を重視する傾向を強めていた。<sup>(22)</sup> 入会権の環境保全機能を解釈論にどう生かすかは、困難な課題であるが、今後も追究すべきであろう。コモンズ論との協働も、このような所から対話を進めていってはどうか。

つぎに実践的課題としては、入会権登記の道を開く課題に取り組むことを提言したい。民法制定時、入会権は民法中に規定され(第二六三条および第二九四条)権利としての足場を獲得した。しかし、不動産登記法の登記事項から外されたことにより、絶えずその存立基盤を脅かされることとなった。これは立法の懈怠(もしくは陥穽)であつたといわねばならない。入会権者たちが真に望んでいるのは、林野経営によつて収益を増進することよりもむしろ、入会権をそして自然環境を子孫に「継承」ということなのではないだろうか。

(1) 『入会権の解体』I「序論」岩波書店、一九五九年。

(2) 入会権が貧窮農民の生存権的意義をもつことは、末弘厳太郎氏の著書だけでなく判例研究などを通じ受けた教育の影響かともみられる。この点については、矢野「川島武宜と宮本常一——川島法社会学における「事実」と調査」(『アリーナ』第10号、二〇一〇年)を参照。

- (3) 「入会権の解体」Ⅲ「はしがき」、岩波書店、一九六八年。
- (4) 川島「入会権の「解体消滅」——共有入会地の財産区財産への転化」(『川島著作集第八卷』岩波書店、一九八三年所収、初出は『法学協会雑誌』八五卷三号、一九六八年)ほか。
- (5) 黒木三郎「入会権の近代化についての覚書——入会林野等近代化助長法の制定について」(『愛知大学法経論集』五一・五二合併号、一九六六年)。
- (6) 黒木三郎(『講演資料』「入会権の近代化」について)(『比較法学』五卷一・二合併号、一九六九年)。
- (7) 黒木氏をはじめとするこれらの研究者は、農山漁村研究会を組織し、多くの調査を共同で実施していた。私は、コンサルタントの人選がどのように行われたか知る立場にないが、このような人的交流関係が係わっていたかと思う。これとは別に、渡辺洋三氏は、零細農民保護を優先すべきとする自己の見解とは異なるとして、近代化法に反対する態度を表明した。渡辺「入会林野近代化法の若干の問題点」(『法社会学研究』入会と法)東京大学出版会、一九七二年所収、初出は川島・松田編『国民経済の諸類型』岩波書店、一九六八年)を参照されたい。また潮見俊隆氏も、コンサルタントに就任しなかった。
- (8) 西日本・中日本・東日本の三入会林野研究会は、学者・研究者、院生等大学関係者だけでなく、各府県や市町村の担当職員、地元入会権利者などが参加する他に類をみない研究会であった。
- (9) 黒木三郎「入会林野近代化法制定十六年をふり返って」(初出誌不明、一九八二年、『雑木林——社会・自然・法』一九九二年、収録)。
- (10) 第五一回国会衆議院農林水産委員会、一九六六年四月二〇日。
- (11) 「法律時評」(『法律時報』一九六四年三月)。
- (12) 以下、林野の面積につき、ヘクタールおよび町歩と両様の書き方をしているが、一ヘクタールは約一町歩に相当する。
- (13) 以上は、黒木三郎他『林野入会権』(一粒社、一九八九年)三ページより。
- (14) 佐藤宣子氏は、「一九六四年は木材輸入の自由化完了の年である」と述べている(佐藤「木材貿易における日米関係の変化とT P P路線——危ぶまれる「地域材」の利用促進政策」(『日本の科学者』二〇一七年三月号)。

- (15) 林野庁経営課「生産森林組合制度の見直しについて」二〇一六年三月。
- (16) 北条浩「入会権解体の行政的要因——部落有林野統一政策と入会近代化法政策」〔渡辺洋三先生追悼論集——日本社会と法律学〕日本評論社、二〇〇九年。
- (17) 泉留維・斉藤暖生・山下詠子・浅井美香「公」「共」の狭間で揺れる財産区の現況」〔室田武編著『グローバル時代のローカル・コモンズ』ミネルヴァ書房、二〇〇九年〕。
- (18) この点については、矢野「住民運動と公権論の交錯——大阪府箕面市小野原地区の財産区訴訟を中心に(1)(2)」〔『愛媛法学会雑誌』第三二卷三・四号、第三二卷三・四合併号〕で論じた。また、鈴木龍也「伝統的コモンズと法制度の構築——裁判例にみる財産区の可能性と限界」〔三俣学編著『エコロジーとコモンズ』(晃洋書房、二〇一四年)所収、を参照されたい。
- (19) 半田良一「入会林野近代化の源流——昭和30年代の農山村と林政」〔『中日本入会林野研究会会報』三〇号、二〇一〇年〕。
- (20) 北条浩、前掲「入会権解体の行政的要因」四八七ページ、注(6)。
- (21) 青嶋敏「入会林野「近代化」と入会権研究の軌跡」〔『中日本入会林野研究会会報』三〇号、二〇一〇年〕。
- (22) 中尾英俊「入会権の存否と入会地の処分——入会権の環境保全機能」〔『西南学院大学法学論集』三五卷三・四合併号、二〇〇三年〕ほか。
- 〔付記〕 本稿は、法社会学会七十周年記念大会におけるミニ・シンポジウム「入会権研究の軌跡と現代的課題——研究ストックの再活用を目指して」(二〇一七年五月二八日、於早稲田大学)における報告「入会林野近代化法五〇年の総括」を文章化するとともに、加筆したものである。